|  |
| --- |
| 受 講 さ れ る 先 生 方 へ |

１　研修講座の詳しい日程や事前準備、携行品については、「研修講座実施要項」を御覧ください。

２　急病等に備え、共済組合員証をお持ちください。

３　当日になって、やむを得ず欠席あるいは遅刻する場合は、校長（園長）を通じて、関係市町教育委員会から**長崎県教育センターTEL(0957)53-1132　教科・経営研修課　義務教育研修班　主任指導主事(前野)**に速やかに連絡してください。

４　宿泊申込届について、以下の要領で宿泊希望者のみ、期日までに報告してください。

「宿泊申込届」を県教育センター・Webページからダウンロードし、必要事項を記入の上、送付（電子メール・ＦＡＸ可）

５　教育センターにおいて実施される研修講座等に参加する場合、その出張旅費に係る宿泊料については、調整された金額が支給されます。これは、教育センターの宿泊施設を利用した場合も民間の宿泊施設を利用した場合も同額ですので、宿泊の際は是非教育センターの宿泊施設を御利用ください。

　※公立幼稚園等に所属する受講者は除く。

６　大村市陸上競技場(別館前)の駐車場は、競技場利用者以外駐車禁止です。空きがあっても駐車しないでください。

**７　教育センター駐車場は、50台程度しか駐車できません。公共交通機関での来所をお願いします。**

８　教育センター外から持ち込んだ弁当等のゴミは、必ず持ち帰ってください。

９　ＵＳＢメモリなどの大容量記録メディアの取扱い

電子メールの添付ファイルやUSBメモリ等の電子記録媒体に保存された電子データについては、事前にウィルスチェックを実施したものを持参してください。なお、危機管理の都合上、教育センターでも再度ウィルスチェックを行います。講座で使用する電子記録媒体は、自動暗号化機能を備えたものに限ります。また、各所属の情報セキュリティポリシーに抵触するデータ（個人情報等）は持参しないでください。

|  |
| --- |
| 教育センター宿泊施設を利用される先生方へ |

**１　宿泊の手続き**

(1) 宿泊の取消や変更は、原則としてできません。やむを得ず変更する場合は、校長（園長）を通じて、**教科・経営研修課　義務教育研修班　主任指導主事(前野)**まで、速やかに連絡してください。

(2) 本館２階等での受付の際に、宿泊の有無を確認してください。

(3) 前日から宿泊される方は、宿泊棟の受付で手続きをしてください。１６時から２３時の間に入館してください。ただし、１８時以後到着予定の場合は、当日の夕食の準備はできません。

　　また、**翌日の朝食の代金は翌朝食堂で支払ってください。（注文して食べない場合でも代金の支払いは必要となります。）**

(4) 宿泊人数が極端に少ない場合など、都合により食事の申込みをお断りする場合があります。（前泊の夕食を提供できない場合については、こちらから事前に連絡します。）

**２　経費・携行品**

(1) 宿　泊　費……無料

(2) 食券の代金……朝食　５００円　　昼食　６００円程度　　夕食　７００円

(3) 携　行　品……洗面道具、寝間着、日用品（タオル・バスタオル）等

**３　その他**

(1) 宿泊の日程（原則）

　　・朝食　 7:30～ 8:30

　　・昼食　12:15～13:00

　　・夕食　17:00～19:00　　　・入浴　17:00～22:00　　　・門限・消灯　23:00

(2) 宿泊棟への夜間緊急連絡先は、(0957)53-1131(長崎県教育センター宿泊棟)です。

(3) 宿泊についてのお問い合わせは、(0957)53-1131(長崎県教育センター総務課)へどうぞ。